

土木工事共通仕様書(2020年7月) 2021年4月一部改定箇所一覧(概要)

編		章		改定項目	年月(最新)
第1編	共通	第1章	総則		2020年12月
		第2章	工事材料		2020年12月
		第3章	一般施工		2020年12月
		第4章	出来形管理		2020年12月
		第5章	様式集		2019年7月
		付録図	作業標準及びプロセスチェック		2020年7月
		付録表	品質・出来形管理項目表		2020年12月
		付録	工事書類一覧表		2020年12月
第2編	建設工事	第1章	基礎工事		2020年7月
		第2章	下部工事		2019年7月
		第3章	鋼桁及び鋼製橋脚工事		2020年7月
		第4章	床版工事		2020年7月
		第5章	R C・P C桁工事		2019年7月
		第6章	塗装工事		2020年7月
		第7章	道路工事		2020年7月
		第8章	トンネル工事		2020年7月
		第9章	開削トンネル工事		2019年7月
		第10章	シールドトンネル工事		2019年7月
		第11章	舗装工事		2020年12月
		第12章	道路附属物工事		2020年7月
		第13章	様式集		2019年7月
第3編	補修工事	第1章	鋼構造物補修工事		2019年7月
		第2章	コンクリート構造物補修工事		2020年7月
		第3章	舗装補修工事		2020年7月
		第4章	塗装塗替工事		2020年7月
		第5章	伸縮継手補修工事		2019年7月
		第6章	環境対策工事		2019年7月
		第7章	耐震補強工事		2020年7月
関係基準	1	出来高算出要領			2019年7月
	2	工事現場における保安施設の設置基準			2019年7月
	3	コンクリート単位水量管理基準			2020年12月
	4	コンクリートのアルカリ骨材反応抑制対策実施要領			2019年7月
	5	無収縮モルタル施工指針			2019年7月
	6	異形鉄筋スタッド方式頂版接合工施工要領			2019年7月
	7	塗料規格(HDK規格)			2020年12月
	8	高架構造の出来形管理要領			2019年7月
	9	土工施工管理要領			2019年7月
	10	施工計画書作成要領			2019年7月
	11	データテーブル記入要領			2019年7月
	12	工事写真撮影要領			2020年7月
	13	エポキシ樹脂品質管理基準			2019年7月
	14	あと施工アンカー施工要領			2019年7月
	15	契約後V E方式の実施要領			2020年7月
	16	電子納品に関する手引き(土木設計業務・土木工事編)			2020年12月
	17	土木工事請負契約における設計変更ガイドライン			2020年7月
	18	工事一時中止ガイドライン			2020年12月
	19	週休2日制ガイドライン	一部改定(2021年4月)		2021年4月
	20	コンクリート構造物の非破壊試験要領			2020年7月
	21	設計・施工連絡会議(三者会議)実施要領			2019年7月
	22	ワンデーレスポンス実施要領			2019年7月
	23	工事版ウィークリースタンス実施要領			2019年7月
	24	Live立会実施要領			2020年12月
	25	建設キャリアアップシステム(CCUS)活用促進ガイドライン	新規策定		2021年4月

土木工事共通仕様書(2020年7月) 2020年12月一部改定概要

No.	編	章	節	項目	改定概要	備考
1	関係基準	19	—	週休2日制ガイドライン	第3章「技術者交替方式」について追記。	
2	関係基準	25	—	建設キャリアアップシステム(CCUS)活用促進ガイドライン	新規制定 (積極的な利活用と促進を目的に要領を策定)	

注1)詳細は新旧対照表を参照のこと。

工種 (頁)	改訂年月日	2021年 4月 1日	公表 社内限
現行 (元)	改訂 (新)		備考
<p style="text-align: center;">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p style="text-align: center;">週休2日制ガイドライン</p> <p style="text-align: center;">2019年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>	<p style="text-align: right; color: red; font-size: small;">2021年4月1日一部改定</p> <p style="text-align: center;">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p style="text-align: center;">週休2日制ガイドライン</p> <p style="text-align: center;">2019年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		

第1章 受注者希望方式

第1節 一般

この章は、阪神高速道路株式会社が発注する工事の受注者が、受注者の希望によって週休2日へ取り組む場合の指針を示すものである。

第2節 対象工事

週休2日への取組は、受注者の希望によって行う「受注者希望方式」とする。ただし、当該取組の対象は原則として全工事とするが、下記のいずれかに該当する工事は対象外とすることができる。

- (1) 現場施工が1か月未満の工事
- (2) 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- (3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事
例①災害復旧工事
例②供用時期が公表され、施工条件の制約が厳しい工事
- (4) 工事発注後に施工時間や施工方法への新たな制約が予想される工事
例①通学時間帯の中断など地域社会からの要望が予想される工事
例②希少動植物の繁殖の確認によって対策が予想される工事
- (5) その他 週休2日が適切でないと認められる工事

第3節 週休2日の定義

取組を行う工事の工期において、下記の定義に基づき週休2日相当の現場閉所を行ったか否かを確認する。

- 工期内^{※注1)}において、週休2日^{※注2)}相当の現場閉所を行ったと認められること。(年末年始6日間(12月29日～1月3日)と夏季休暇3日間(8月14日～16日)を除く)
- 計画的に取得できる現場閉所に加え、祝祭日及び降雨、降雪等による予定外の休工日も現場閉所日数^{※注3)}とすることができる。

※注1) 工期内とは、工事着手日からしゅん工日までの期間から工場製作及び工事全体の一時中止を除いた期間。

※注2) 週休2日とは、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態。

※注3) 現場閉所日数とは、一定期間内において、1日を通していずれの作業も実施していない日の合計。

第4節 週休2日への取組に関する手続等

受注者は、週休2日への取組を行う場合、監督員と協議の上、下記のとおり書類作成等の手続を行うものとする。

- (1) 受注者は、工事着手前又は施工計画書提出前に、週休2日の取得計画が確認できる「取得計画書」を作成し、監督員の確認を得たうえで、週休2日を確保するものとする。
- (2) 現場閉所を行う日は、予め「作業予定」と併せて監督員へ連絡を行

第1章 受注者希望方式

第1節 一般

この章は、阪神高速道路株式会社が発注する工事の受注者が、受注者の希望によって週休2日へ取り組む場合の指針を示すものである。

第2節 対象工事

週休2日への取組は、受注者の希望によって行う「受注者希望方式」とする。ただし、当該取組の対象は原則として全工事とするが、下記のいずれかに該当する工事は対象外とすることができる。

- (1) 現場施工が1か月未満の工事
- (2) 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- (3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事
例①災害復旧工事
例②供用時期が公表され、施工条件の制約が厳しい工事
- (4) 工事発注後に施工時間や施工方法への新たな制約が予想される工事
例①通学時間帯の中断など地域社会からの要望が予想される工事
例②希少動植物の繁殖の確認によって対策が予想される工事
- (5) その他 週休2日が適切でないと認められる工事

第3節 週休2日の定義

取組を行う工事の工期において、下記の定義に基づき週休2日相当の現場閉所を行ったか否かを確認する。

- 工期内^{※注1)}において、週休2日^{※注2)}相当の現場閉所を行ったと認められること。(年末年始6日間(12月29日～1月3日)と夏季休暇3日間(8月14日～16日)を除く)
- 計画的に取得できる現場閉所に加え、祝祭日及び降雨、降雪等による予定外の休工日も現場閉所日数^{※注3)}とすることができる。

※注1) 工期内とは、工事着手日からしゅん工日までの期間から工場製作及び工事全体の一時中止を除いた期間。

※注2) 週休2日とは、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態。

※注3) 現場閉所日数とは、一定期間内において、1日を通していずれの作業も実施していない日の合計。

第4節 週休2日への取組に関する手続等

受注者は、週休2日への取組を行う場合、監督員と協議の上、下記のとおり書類作成等の手続を行うものとする。

- (1) 受注者は、工事着手前又は施工計画書提出前に、週休2日の取得計画が確認できる「取得計画書」を作成し、監督員の確認を得たうえで、週休2日を確保するものとする。
- (2) 現場閉所を行う日は、予め「作業予定」と併せて監督員へ連絡を行

うものとする。

- (3) 受注者は、週休2日の取得報告書を毎月監督員へ提出するものとする。
- (4) 工事しゅん工後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督員に提出するものとする。
- (5) 受注者の責によらず、やむを得ず週休2日への取組が実施できないことが明らかとなった場合は、監督員と協議を行うものとする。

第5節 取得計画書及び取得報告書

5.1 取得計画書作成上の注意

取得計画書の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 取得計画書の大きさはA4版とする。
- (2) 文字の大きさは原則として見出し12pt、その他10.5ptを標準とする。
- (3) 取得計画書は、工事着手前に、監督員に提出しなければならない。
- (4) 取得計画書の内容に変更が生じた場合には、速やかに変更取得計画書を作成し提出するものとする。

5.2 取得計画書の構成及び記載内容

受注者は、取得計画書に次の事項について記載するものとする。

(1) 工期及び取得計画

工期については、下記期間が明確となるよう記載を行うものとする。

- (A) 工事着手日から工事しゅん工日までの期間
- (B) 工期のうち、工場製作及び工事一時中止の期間 ((A)の内数)
- (C) 工期のうち、週休2日対象の期間 ((C)=(A)-(B))
- (D) 工期のうち、計画的に取得を行う現場閉所日及び日数 ((C)の内数)
(現場閉所日は、曜日又は指定日のいずれの記載でも可)

(2) その他

その他重要な事項について、必要により記載する。

5.3 取得報告書の構成及び記載内容

受注者は、毎月、監督員へ提出する前の月の取得報告書に、取得計画書で記載した上記5.2の「工期及び取得計画」と現場閉所日数（取得実績）について記載するものとする。

第6節 工事工程の共有

受注者が週休2日への取組を行う場合、受発注者は土木工事共通仕様書に基づき作成される工事实施工程表、月間工程表、工事進捗報告等の各種資料を用いて、受発注者間での工事工程の共有を図るものとする。

第7節 工事成績評定

週休2日相当の現場閉所を行ったと認められた場合は、工事成績評定への加点評価を行う。なお、週休2日への取組は受注者希望方式で行うものであるため、週休2日を実施できなかった場合の工事成績評定の減点を行わない。

第8節 設計変更

取得報告書で実施状況を確認の上、週休2日相当の現場閉所を行ったと認め

うものとする。

- (3) 受注者は、週休2日の取得報告書を毎月監督員へ提出するものとする。
- (4) 工事しゅん工後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督員に提出するものとする。
- (5) 受注者の責によらず、やむを得ず週休2日への取組が実施できないことが明らかとなった場合は、監督員と協議を行うものとする。

第5節 取得計画書及び取得報告書

5.1 取得計画書作成上の注意

取得計画書の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 取得計画書の大きさはA4版とする。
- (2) 文字の大きさは原則として見出し12pt、その他10.5ptを標準とする。
- (3) 取得計画書は、工事着手前に、監督員に提出しなければならない。
- (4) 取得計画書の内容に変更が生じた場合には、速やかに変更取得計画書を作成し提出するものとする。

5.2 取得計画書の構成及び記載内容

受注者は、取得計画書に次の事項について記載するものとする。

(1) 工期及び取得計画

工期については、下記期間が明確となるよう記載を行うものとする。

- (A) 工事着手日から工事しゅん工日までの期間
- (B) 工期のうち、工場製作及び工事一時中止の期間 ((A)の内数)
- (C) 工期のうち、週休2日対象の期間 ((C)=(A)-(B))
- (D) 工期のうち、計画的に取得を行う現場閉所日及び日数 ((C)の内数)
(現場閉所日は、曜日又は指定日のいずれの記載でも可)

(2) その他

その他重要な事項について、必要により記載する。

5.3 取得報告書の構成及び記載内容

受注者は、毎月、監督員へ提出する前の月の取得報告書に、取得計画書で記載した上記5.2の「工期及び取得計画」と現場閉所日数（取得実績）について記載するものとする。

第6節 工事工程の共有

受注者が週休2日への取組を行う場合、受発注者は土木工事共通仕様書に基づき作成される工事实施工程表、月間工程表、工事進捗報告等の各種資料を用いて、受発注者間での工事工程の共有を図るものとする。

第7節 工事成績評定

週休2日相当の現場閉所を行ったと認められた場合は、工事成績評定への加点評価を行う。なお、週休2日への取組は受注者希望方式で行うものであるため、週休2日を実施できなかった場合の工事成績評定の減点を行わない。

第8節 設計変更

取得報告書で実施状況を確認の上、週休2日相当の現場閉所を行ったと認め

られる場合は、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、設計変更の対象とし労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正を行うこととする。

なお、補正係数は、土木工事標準積算基準による。

第9節 履行実績取組証の発行

週休2日への試行工事に取り組み、以下の基準を満たした工事には履行実績取組証（以下、取組証という）を発行する。

（1）取組証の発行基準は以下のとおり。

現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上を達成した場合。

（2）取組証の発行は、工事成績評定通知時に行う。

（3）その他

取組証を取得した企業に対し、今後の発注工事において、総合評価落札方式等の技術評価を行う項目において加点評価する場合がある。

第2章 発注者指定方式

第1節 一般

この章は、阪神高速道路株式会社が発注する工事において、発注者の指定によって週休2日が義務付けられた工事における実施指針を示すものである。

第2節 対象工事

週休2日への取組は、発注者の指定によって行う「発注者指定方式」とする。

第3節 週休2日の定義

取組を行う工事の工期内において、下記の定義に基づき週休2日相当の現場閉所を行ったか否かを確認する。

- 工期内^{※注1)}において、週休2日^{※注2)}相当の現場閉所を行ったと認められること。（年末年始6日間(12月29日～1月3日)と夏季休暇3日間(8月14日～16日)を除く）
- 計画的に取得できる現場閉所に加え、祝祭日及び降雨、降雪等による予定外の休日も現場閉所日数^{※注3)}とすることができる。

※注1) 工期内とは、工事着手日からしゅん工日までの期間から工場製作及び工事全体の一時中止を除いた期間。

※注2) 週休2日とは、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態。

※注3) 現場閉所日数とは、一定期間内において、1日を通していずれの作業も実施していない日の合計。

第4節 週休2日の実施に関する手続等

受注者は、週休2日を実施にあたり、監督員と協議の上、下記のとおり書類作成等の手続を行うものとする。

- （1）受注者は、工事着手前又は施工計画書提出前に、週休2日の取得計画が確認できる「取得計画書」を作成し、監督員の確認を得たうえで、週休2日を確保するものとする。

られる場合は、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、設計変更の対象とし労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正を行うこととする。

なお、補正係数は、土木工事標準積算基準による。

第9節 履行実績取組証の発行

週休2日への試行工事に取り組み、以下の基準を満たした工事には履行実績取組証（以下、取組証という）を発行する。

（1）取組証の発行基準は以下のとおり。

現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上を達成した場合。

（2）取組証の発行は、工事成績評定通知時に行う。

（3）その他

取組証を取得した企業に対し、今後の発注工事において、総合評価落札方式等の技術評価を行う項目において加点評価する場合がある。

第2章 発注者指定方式

第1節 一般

この章は、阪神高速道路株式会社が発注する工事において、発注者の指定によって週休2日が義務付けられた工事における実施指針を示すものである。

第2節 対象工事

週休2日への取組は、発注者の指定によって行う「発注者指定方式」とする。

第3節 週休2日の定義

取組を行う工事の工期内において、下記の定義に基づき週休2日相当の現場閉所を行ったか否かを確認する。

- 工期内^{※注1)}において、週休2日^{※注2)}相当の現場閉所を行ったと認められること。（年末年始6日間(12月29日～1月3日)と夏季休暇3日間(8月14日～16日)を除く）
- 計画的に取得できる現場閉所に加え、祝祭日及び降雨、降雪等による予定外の休日も現場閉所日数^{※注3)}とすることができる。

※注1) 工期内とは、工事着手日からしゅん工日までの期間から工場製作及び工事全体の一時中止を除いた期間。

※注2) 週休2日とは、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態。

※注3) 現場閉所日数とは、一定期間内において、1日を通していずれの作業も実施していない日の合計。

第4節 週休2日の実施に関する手続等

受注者は、週休2日を実施にあたり、監督員と協議の上、下記のとおり書類作成等の手続を行うものとする。

- （1）受注者は、工事着手前又は施工計画書提出前に、週休2日の取得計画が確認できる「取得計画書」を作成し、監督員の確認を得たうえで、週休2日を確保するものとする。

- (2) 現場閉所を行う日は、予め「作業予定」と併せて監督員へ連絡を行うものとする。
- (3) 受注者は、週休2日の取得報告書を毎月監督員へ提出するものとする。
- (4) 工事しゅん工後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督員に提出するものとする。
- (5) 受注者の責によらず、やむを得ず週休2日への取組が実施できないことが明らかとなった場合は、監督員と協議を行うものとする。

第5節 取得計画書及び取得報告書

5.1 取得計画書作成上の注意

取得計画書の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 取得計画書の大きさはA4版とする。
- (2) 文字の大きさは原則として見出し12pt、その他10.5ptを標準とする。
- (3) 取得計画書は、工事着手前に、監督員に提出しなければならない。
- (4) 取得計画書の内容に変更が生じた場合には、速やかに変更取得計画書を作成し提出するものとする。

5.2 取得計画書の構成及び記載内容

受注者は、取得計画書に次の事項について記載するものとする。

(1) 工期及び取得計画

工期については、下記期間が明確となるよう記載を行うものとする。

- (A)工事着手日から工事しゅん工日までの期間
- (B)工期のうち、工場製作及び工事一時中止の期間 ((A)の内数)
- (C)工期のうち、週休2日対象の期間 ((C)=(A)-(B))
- (D)工期のうち、計画的に取得を行う現場閉所日及び日数 ((C)の内数)
(現場閉所日は、曜日又は指定日のいずれの記載でも可)

(2) その他

その他重要な事項について、必要により記載する。

5.3 取得報告書の構成及び記載内容

受注者は、毎月、監督員へ提出する前の月の取得報告書に、取得計画書で記載した上記5.2の「工期及び取得計画」と現場閉所日数（取得実績）について記載するものとする。

第6節 工事工程の共有

受注者が週休2日を実施にあたり、受発注者は土木工事共通仕様書に基づき作成される工事实施工程表、月間工程表、工事進捗報告等の各種資料を用いて、受発注者間での工事工程の共有を図るものとする。

第7節 工事成績評定

週休2日相当の現場閉所を行ったと認められた場合は、工事成績評定への加点評価を行う。なお、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。

第8節 設計変更

当初の契約制限価格において、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現

- (2) 現場閉所を行う日は、予め「作業予定」と併せて監督員へ連絡を行うものとする。
- (3) 受注者は、週休2日の取得報告書を毎月監督員へ提出するものとする。
- (4) 工事しゅん工後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督員に提出するものとする。
- (5) 受注者の責によらず、やむを得ず週休2日への取組が実施できないことが明らかとなった場合は、監督員と協議を行うものとする。

第5節 取得計画書及び取得報告書

5.1 取得計画書作成上の注意

取得計画書の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 取得計画書の大きさはA4版とする。
- (2) 文字の大きさは原則として見出し12pt、その他10.5ptを標準とする。
- (3) 取得計画書は、工事着手前に、監督員に提出しなければならない。
- (4) 取得計画書の内容に変更が生じた場合には、速やかに変更取得計画書を作成し提出するものとする。

5.2 取得計画書の構成及び記載内容

受注者は、取得計画書に次の事項について記載するものとする。

(1) 工期及び取得計画

工期については、下記期間が明確となるよう記載を行うものとする。

- (A)工事着手日から工事しゅん工日までの期間
- (B)工期のうち、工場製作及び工事一時中止の期間 ((A)の内数)
- (C)工期のうち、週休2日対象の期間 ((C)=(A)-(B))
- (D)工期のうち、計画的に取得を行う現場閉所日及び日数 ((C)の内数)
(現場閉所日は、曜日又は指定日のいずれの記載でも可)

(2) その他

その他重要な事項について、必要により記載する。

5.3 取得報告書の構成及び記載内容

受注者は、毎月、監督員へ提出する前の月の取得報告書に、取得計画書で記載した上記5.2の「工期及び取得計画」と現場閉所日数（取得実績）について記載するものとする。

第6節 工事工程の共有

受注者が週休2日を実施にあたり、受発注者は土木工事共通仕様書に基づき作成される工事实施工程表、月間工程表、工事進捗報告等の各種資料を用いて、受発注者間での工事工程の共有を図るものとする。

第7節 工事成績評定

週休2日相当の現場閉所を行ったと認められた場合は、工事成績評定への加点評価を行う。なお、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。

第8節 設計変更

当初の契約制限価格において、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現

場管理費に、土木工事標準積算基準に示すそれぞれの補正係数を乗じた補正を行う。

施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

第9節 履行実績取組証の発行

週休2日への試行工事に取り組み、以下の基準を満たした工事には履行実績取組証（以下、取組証という）を発行する。

(1) 取組証の発行基準は以下のとおり。

現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上を達成した場合。

(2) 取組証の発行は、工事成績評定通知時に行う。

(3) その他

取組証を取得した企業に対し、今後の発注工事において、総合評価落札方式等の技術評価を行う項目において加点評価する場合がある。

場管理費に、土木工事標準積算基準に示すそれぞれの補正係数を乗じた補正を行う。

施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

第9節 履行実績取組証の発行

週休2日への試行工事に取り組み、以下の基準を満たした工事には履行実績取組証（以下、取組証という）を発行する。

(1) 取組証の発行基準は以下のとおり。

現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上を達成した場合。

(2) 取組証の発行は、工事成績評定通知時に行う。

(3) その他

取組証を取得した企業に対し、今後の発注工事において、総合評価落札方式等の技術評価を行う項目において加点評価する場合がある。

第3章 技術者交替方式

第1節 一般

この章は、阪神高速道路株式会社が発注する工事のうち、休日に作業が必要な工事においても、技術者及び技能労働者が適切に休日の確保ができるよう、受注者の希望によって技術者及び技能労働者を交替しながら週休2日へ取り組む場合の指針を示すものである。

第2節 対象工事

週休2日への取組は、受注者の希望によって技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む「技術者交替方式」とする。

第3節 週休2日の定義

取組を行う工事の工期内において、施工体制台帳に記載された全ての労働者が下記の定義に基づき週休2日相当の休日確保を行ったか否かを確認する。なお、複数工事を兼任している技術者及び技能者について、当該工事の休日に他工事に従事していた場合も当面は休日とみなして算出可能とする。また、従事期間が1週間未満の技能者及び技能労働者は対象外とする。

□工期内※注1)において、週休2日※注2)相当の休日確保を行ったと認められること。(年末年始6日間(12月29日～1月3日)と夏季休暇3日間(8月14日～16日)を除く)

□計画的に確保できる休日に加え、祝祭日及び降雨、降雪等による予定外の休日も休日取得日数※注3)とすることができる。

※注1) 工期内とは、工事着手日からしゅん工日までの期間から工場製作及び工事全体の一時中止を除いた期間。また、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間は除く。なお、下請者については、工期日数は施工体制台帳上の工期から対象外の期間を除いた期間とする。

※注2) 週休2日とは、4週8休以上の休日取得を行ったと認められる状態。

※注3) 休日取得日数とは、当該技術者及び技能労働者が一定期間内において、

※技術者交替方式追加に伴う、章の追加

1日を通していずれの作業も実施していない日の合計。

【基本算定式】休日率(%)=技術者・技能労働者の平均休日日数÷全体工期

第4節 週休2日への取組に関する手続等

受注者は、週休2日への取組を行う場合、監督員と協議の上、下記のとおり書類作成等の手続を行うものとする。

(1) 受注者は、工事着手前又は施工計画書提出前に、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日取得状況を証明する方法を具体的に明示し、週休2日の取得計画が確認できる「取得計画書」を作成し、監督員の確認を得たうえで、週休2日を確保するものとする。

(2) 受注者は、週休2日の取得報告書を毎月監督員へ提出するものとする。

(3) 工事しゅん工後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督員に提出するものとする。

(4) 受注者の責によらず、やむを得ず週休2日への取組が実施できないことが明らかとなった場合は、監督員と協議を行うものとする。

第5節 取得計画書及び取得報告書

5.1 取得計画書作成上の注意

取得計画書の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 取得計画書の大きさはA4版とする。
- (2) 文字の大きさは原則として見出し12pt、その他10.5ptを標準とする。
- (3) 取得計画書は、工事着手前に、監督員に提出しなければならない。
- (4) 取得計画書の内容に変更が生じた場合には、速やかに変更取得計画書を作成し提出するものとする。

5.2 取得計画書の構成及び記載内容

受注者は、取得計画書に次の事項について記載するものとする。

(1) 工期及び取得計画

工期については、下記期間が明確となるよう記載を行うものとする。

- (A) 工事着手日から工事しゅん工日までの期間
- (B) 工期のうち、工場製作及び工事一時中止の期間 ((A)の内数)
- (C) 工期のうち、週休2日対象の期間 ((C)=(A)-(B))
- (D) 工期のうち、計画的に休日を取得する日数 ((C)の内数)

(休日取得日は、曜日又は指定日のいずれの記載でも可)

(2) その他

その他重要な事項について、必要により記載する。

5.3 取得報告書の構成及び記載内容

受注者は、毎月、監督員へ提出する前の月の取得報告書に、取得計画書で記載した上記5.2の「工期及び取得計画」と休日取得日数(取得実績)について記載するものとする。

第6節 工事工程の共有

受注者が週休2日を実施にあたり、受発注者は土木工事共通仕様書に基づき

作成される工事实施工程表、月間工程表、工事進捗報告等の各種資料を用いて、受発注者間での工事工程の共有を図るものとする。

第7節 工事成績評定

週休2日相当の休日取得を行ったと認められた場合は、工事成績評定への加点評価を行う。なお、技術者交替制の週休2日の取組は受注者希望方式で行うものであるため、週休2日を実施できなかった場合の工事成績評定の減点は行わない。

第8節 設計変更

取得報告書で実施状況を確認の上、週休2日相当の現場閉所を行ったと認められる場合は、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、設計変更の対象とし労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正を行うこととする。

なお、補正係数は、土木工事標準積算基準による。

第9節 履行実績取組証の発行

週休2日への試行工事に取り組み、以下の基準を満たした工事には履行実績取組証（以下、取組証という）を発行する。

- （1）取組証の発行基準は以下のとおり。
休日取得が 21.4%（6日/28日）以上を達成した場合。
- （2）取組証の発行は、工事成績評定通知時に行う。
- （3）その他

取組証を取得した企業に対し、今後の発注工事において、総合評価落札方式等の技術評価を行う項目において加点評価する場合がある。

第10節 その他

- （1）技術者交代方式は、現場閉所による週休2日ではなく、技術者等の休日日数で週休2日に取り組む方式である。そのため、現場閉所することなく工事を行っていたとしても、技術者等の休日が確保されていれば、必ずしも交代要員を充てる必要はない。

改訂理由	
注意事項	

工種 (頁)	改訂年月日	2021年 4月 1日	公表 社内限
現行 (元)	改訂 (新)		備考
	<p data-bbox="1448 932 2125 1125">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="1249 1255 2318 1388">建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用促進 ガイドライン</p> <p data-bbox="1656 1703 1902 1745">2021年 4月</p> <p data-bbox="1525 1850 2039 1898">阪神高速道路株式会社</p>		<p data-bbox="2347 268 2451 296">新規策定</p>

第1節 一般

この章は、阪神高速道路株式会社が発注する工事の受注者が、発注者の指定又は受注者の希望によって建設キャリアアップシステム(以下、「CCUS」という。)活用促進へ取り組む場合の指針を示すものである。

第2節 対象工事

CCUS 活用促進への取組は、受注者の希望によって行う「受注者希望方式」又は発注者の指定によって義務付けられた「発注者指定方式」を適用した工事を対象に実施する。

第3節 CCUS の導入達成条件及び工事成績評定

取組を行う工事において、下記①～④の達成状況により、工事成績評定において加点/減点を行うものとする。なお、下記以外の場合は原則、加点/減点を行わない。

[現場施工開始時]

①CCUS の現場登録とカードリーダーの設置

[施工期間中]

②工事期間中の平均事業者登録率

③工事期間中の平均技能者登録率

④工事期間中の平均就業履歴蓄積率(カードタッチ率)

※上記②～④については、実施状況の把握のため、年度毎の状況について報告を求める他、臨時で報告を求める場合がある。なお、工期開始から年度末までの期間に現場作業等が生じない場合や工期が2年以内である等の場合には、監督員と協議の上、年度毎の状況確認を省略することができるものとする。

□加点措置

下記のすべてを達成した場合、1点加点とする。なお、平均技能者登録率90%以上の場合のみ2点加点とする。

- ・工事期間中の平均事業者登録率90%以上
- ・工事期間中の平均技能者登録率80%以上
- ・工事期間中の平均就業履歴蓄積率 50%以上

□減点措置

発注者指定方式の対象工事かつ下記のいずれかに該当する場合は目標を著しく下回ったものとして1点減点を行う。なお、受注者希望方式の場合は、減点を行わない。

- ・工事期間中の平均事業者登録率70%未満
- ・工事期間中の平均技能者登録率60%未満
- ・工事期間中の平均就業履歴蓄積率 30%未満

第4節 CCUS 活用促進への取組に関する手続等

受注者は、CCUS 活用促進への取組を行う場合、監督員と協議の上、下記のとおり書類作成等の手続を行うものとする。

- (1) 受注者希望方式の場合は CCUS の実施を監督員と打合せ簿等で確認する。
- (2) 技能者の就業履歴を蓄積するための機器、インターネット接続環境、カードリーダーを準備し、CCUS の事業者登録を行う。
- (3) 年度毎及び工事しゅん工後、又は発注者が求めた場合に「工事名」「事業者登録率」「技能者登録率」「就業履歴蓄積率」が確認できる「CCUS 活用促進報告書」を監督員に提出する。「CCUS 活用促進報告書」は原則 A4 サイズ、文字の大きさは見出し 12pt、その他 10.5pt を標準とする。
- (4) 受注者の責によらず、やむを得ず CCUS 活用促進への取組が実施できないことが明らかとなった場合は、監督員と協議を行うものとする。

第 5 節 CCUS 活用促進報告書の記載内容

受注者は、CCUS 活用促進報告書に下記が明確となるような記載を行うものとする。

- (A) カードリーダーの設置が確認できる写真等
- (B) 平均事業者登録率 (CCUS 登録事業者数 / 施工体制台帳記載の下請企業数)
- (C) 平均技能者登録率 (CCUS 登録技能者数 / 施工体制台帳記載の技能者数)
- (D) CCUS をタッチ等して現場へ入場した技能者の数 (CCUS 履歴出力等)
- (E) 現場へ入場した技能者の数 (現場入場者が確認できる書類)
- (F) 平均就業履歴蓄積率 ((D) / (E))

改訂理由

注意事項